

厚岸町給水装置工事補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町給水装置工事補助金交付規則の一部を改正する規則

厚岸町給水装置工事補助金交付規則（平成9年厚岸町規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「すべて」を「全て」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 次に掲げる町税等を滞納していないこと。ただし、現に滞納がある場合であっても、その納入について町長が確実と認められるときは、この限りでない。

- ア 町税
- イ 国民健康保険税
- ウ 後期高齢者医療保険料
- エ 介護保険料
- オ ごみ処理手数料
- カ 保育料
- キ 町営住宅家賃
- ク 水道料金及び下水道使用料
- ケ 公共下水道受益者負担金

第5条第1項を次のように改める。

補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、厚岸町給水装置工事補助金交付申請書（別記様式第1号）に、厚岸町給水装置工事補助金交付申請に係る同意書（別記様式第2号）及び厚岸町農業用水道給水条例施行規則（平成10年厚岸町規則第23号。以下「農業用水道給水条例施行規則」という。）又は厚

岸町水道事業給水条例施行規則（平成10年厚岸町規則第22号。以下「水道事業給水条例施行規則」という。）に定める給水工事申込書を添えて、町長に申請しなければならない。

第6条中「補助金交付決定通知書（別記第2号様式）」を「厚岸町給水装置工事補助金交付決定通知書（別記様式第3号）」に、「補助金交付申請却下通知書（別記第3号様式）」を「厚岸町給水装置工事補助金交付申請却下通知書（別記様式第4号）」に改める。

第8条第1項中「工事完成届（別記第4号様式）」を「厚岸町給水装置工事完成届（別記様式第5号）」に改め、同条第2項中「立ち会い」を「立会い」に改める。

第9条中「補助金交付通知書（別記第5号様式）」を「厚岸町給水装置工事補助金交付通知書（別記様式第6号）」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

別記様式第1号（第5条関係）

厚岸町給水装置工事補助金交付申請書

年 月 日			
厚岸町長 様			
住 所 氏 名 ㊟			
給水装置工事補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。			
工 事 箇 所			
総 工 事 費	円	補助対象外	円
		補助基本額	円

完 成 期 日	年 月 日		補 助 金 申 請 額		円
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	住 所		指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 名		
土地の所有者	住 所		氏 名		
備 考	振込先		口座番号		その他

備考 1 補助基本額とは、総工事費から工事負担金、工事監督費、手数料その他の補助対象外工事費を控除して得た額をいう。

2 土地の所有者が申請者の場合は、土地の所有者「氏名欄」に本人と記載すること。

別記様式第2号（第5条関係）

厚岸町給水装置工事補助金交付申請に係る同意書

私は、厚岸町給水装置工事補助金の交付対象条件の確認にあたり、次の事項に関する調査を厚岸町が行うことに同意します。

記

- ・申請者の町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、ごみ処理手数料、保育料、町営住宅家賃、水道料金、下水道使用料、公共下水道受益者負担金の滞納に関する事項
- ・その他町長が必要と認める事項

年 月 日

厚岸町長 様

住所
申請者
氏名

印

別記様式第3号（第6条関係）

厚岸町給水装置工事補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付けで申請のあった給水装置工事補助金について、審査の結果次のとおり交付することを決定したので、通知します。

なお、給水装置工事は 年 月 日までに完成させ、完成後直ちに完成届を提出して下さい。

記

- 1 補助金交付額 円
- 2 補助金の交付については、給水装置工事の検査後、給水装置工事補助金交付通知書により通知いたします。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。
 - (1) 所定の期間内に工事が完成しないとき。
 - (2) 虚偽の申請、その他不正な行為により補助の決定を受けたとき。
 - (3) 給水装置工事の完成前に対象者でなくなったとき。
 - (4) その他補助することが不適当と認める事実があったとき。

別記様式第4号（第6条関係）

厚岸町給水装置工事補助金交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付けで申請のあった給水装置工事補助金について審査の結果、次の理由により申請を却下しますので通知します。

記

却下理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第5号(第8条関係)

厚岸町給水装置工事完成届

第

号

年 月 日

厚岸町長 様

補助決定者 住 所

氏 名 ⑩

(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。)

次のとおり、給水装置工事が完成したのでお届けします。

記

1 給水装置工事完成年月日 年 月 日

2 指定給水装置工事事業者名

別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

別記様式第6号(第9条関係)

厚岸町給水装置工事補助金交付通知書

第 号

年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付けで報告のあった給水装置工事は、検査の結果適正と認めたので次のとおり補助金を交付します。

記

1 補助金の交付額 円

2 交付予定日 年 月 日

3 交付の方法 補助金は、申請書記載の振込先の口座へ振り込みます。

附 則

この規則は、平成28年12月30日から施行する。